

不足額給付についての Q&A （目次）

1. 共通

- ・ [Q1-1 当初調整給付とは、どのような制度ですか](#)
- ・ [Q1-2 不足額給付とは、どのような制度ですか](#)
- ・ [Q1-3 私は不足額給付の対象になりますか](#)
- ・ [Q1-4 不足額給付の開始はいつからですか](#)
- ・ [Q1-5 不足額給付では、対象者本人から申請しないともらえない場合があると聞きました](#)
- ・ [Q1-6 令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されていた。この金額が給付されるのですか](#)
- ・ [Q1-7 令和6年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（4万円×（本人＋扶養親族数））にならないのはなぜですか](#)
- ・ [Q1-8 令和6年分所得税控除不足額はどのように計算しているのですか](#)
- ・ [Q1-9 控除不足額（減税しきれない額）はどうやって確認できますか](#)
- ・ [Q1-10 令和6年分の源泉徴収票を受け取り、所得税の定額減税を確認することができたが、住民税の定額減税はどこで確認できますか](#)

2. 不足額給付を支給する自治体について

- ・ [Q2-1 不足額給付はどこから支給されますか](#)
- ・ [Q2-2 「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」が異なる場合、不足額給付はどちらから支給されますか](#)
- ・ [Q2-3 令和7年3月に糸魚川市に転入したが、不足額給付は糸魚川市からもらえますか](#)
- ・ [Q2-4 令和7年1月1日時点では糸魚川市に住民登録があったが、その後転出した場合、不足額給付は糸魚川市からもらえますか](#)

3. 不足額給付の対象者について

- ・ [Q3-1 退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて、大きく減りました。令和6年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付はもらえますか](#)
- ・ [Q3-2 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円（いずれも定額減税前）のため、定額減税の対象とはなりません。私は、不足額給付を受けることはできますか](#)

- ・ Q 3 - 3 令和5年度は非課税であり、非課税の世帯給付を受給しましたが、令和6年度は課税となり当初調整給付を受給していました。不足額給付も受けることはできますか
- ・ Q 3 - 4 令和6年度は非課税であり、非課税世帯への給付を受給しましたが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか
- ・ Q 3 - 5 令和7年度住民税が非課税でも不足額給付はもらえますか
- ・ Q 3 - 6 令和6年中に国外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税しきれなかった場合、不足額給付の対象となりますか
- ・ Q 3 - 7 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、給付額に不足があります。令和6年中に出国しましたが、不足額給付はどうなりますか
- ・ Q 3 - 8 令和6年に実施された当初調整給付金を受給していなくても、不足額給付を受けることはできますか
- ・ Q 3 - 9 不足額給付についての書類（確認書等）の宛名になっている親族が死亡した場合、どうなりますか
- ・ Q 3 - 10 自身が不足額給付の対象になるのかを知りたい。課税状況はどこで確認できますか
- ・ Q 3 - 11 外国人は、不足額給付の対象となりますか
- ・ Q 3 - 12 生活保護受給者は、不足額給付の対象となりますか
- ・ Q 3 - 13 条例減免により令和6年度個人住民税が免除された場合、個人住民税分は不足額給付の対象となるのか
- ・ Q 3 - 14 大学生や専門学校生で一人暮らしの場合、不足額給付の対象となりますか

4. 扶養親族について

- ・ Q 4 - 1 扶養していた親族が令和6年中に死亡しました。給付額は変わりますか
- ・ Q 4 - 2 令和7年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。不足額給付はもらえますか
- ・ Q 4 - 3 扶養していた親族が令和6年中の国外転出により定額減税の対象外となりました。給付額は変わりますか
- ・ Q 4 - 4 大学生の子どもが県外で一人暮らしをしているが、扶養親族に含まれますか

5. 税情報の修正申告等に伴う不足額給付の取り扱いについて

- ・ Q 5 - 1 令和6年度個人住民税または令和6年分所得税の申告内容に誤りがあった場合、 どのようになりますか

- ・ Q5-2 修正申告等の結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が減った（多く支給を受けた）場合、どのようになりますか
- ・ Q5-3 修正申告等の結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が増えた（新たに発生した）場合、どのようになりますか

6. 不足額給付についての書類（確認書等） と申請について

- ・ Q6-1 どのような書類が届くのですか
- ・ Q6-2 どのような手続きが必要ですか
- ・ Q6-3 不足額給付についての書類（確認書等）が届かないのはなぜですか
- ・ Q6-4 長期出張等により、現在住民登録地に居住していない場合、不足額給付の申請は どうしたらいいですか（書類を受け取れない）
- ・ Q6-5 確認書や支給のお知らせに記載の「確認番号」は、何に使うのですか
- ・ Q6-6 どんな手続きがオンラインで行えるのですか
- ・ Q6-7 オンライン手続きはパソコンからも行えますか
- ・ Q6-8 不足額給付の手続きをオンラインで行う場合、何が必要ですか
- ・ Q6-9 不足額給付の手続きを郵送で行う場合、何が必要ですか
- ・ Q6-10 給付金の受取口座を、本人以外の口座にすることは可能ですか
- ・ Q6-11 支給対象者本人の身体が不自由で、自分で手続きができない場合は、どのようにしたらよいですか
- ・ Q6-12 不足額給付の手続き後、自身の審査状況等は確認できますか
- ・ Q6-13 不足額給付の手続きを行ったが、今後、糸魚川市から通知や連絡はありますか

7. その他

- ・ Q7-1 不足額給付金は、課税または差押をされることがありますか
- ・ Q7-2 給与収入と公的年金収入があり、それぞれで定額減税を受けていますが、確定申告をする必要はありますか
- ・ Q7-3 確定申告書を作成するときに確定申告書第一表の「^{④④}令和6年分特別税額控除（3万円×人数）」の欄の記載を忘れてしまいました。どうすればいいですか
- ・ Q7-4 定額減税では、いくら減税されるのですか
- ・ Q7-5 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことですか
- ・ Q7-6 個人住民税の定額減税について尋ねたい
- ・ Q7-7 所得税の定額減税について尋ねたい

不足額給付についての Q&A （回答）

Ⅰ．共通

QⅠ－Ⅰ 当初調整給付とは、どのような制度ですか

「当初調整給付」とは、令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人市民税県民税（以下、住民税といいます。）で実施される定額減税において、減税しきれない（定額減税可能額が減税前税額を上回る）と見込まれる方に対し、当該引ききれないと見込まれる額を 1 万円単位に切り上げて支給したものです。（令和 6 年夏に実施）

ただし、令和 6 年分所得税は、令和 6 年が終わらないと確定しない（当初調整給付算定時点では確定していなかった）ため、令和 6 年度（令和 5 年分）個人住民税課税情報をもとに推計しました。

このたび、令和 6 年分所得税額（令和 6 年中所得等）が確定したことにより、結果的に給付額に不足がある方には、令和 7 年度に追加給付を行う予定としています（不足額給付）。

[目次へ戻る](#)

QⅠ－Ⅱ 不足額給付とは、どのような制度ですか

「不足額給付」とは、次の事情により、令和 6 年度に実施した当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、令和 7 年度に追加で給付を行うものです。

- ① 令和 6 年分所得税及び定額減税の実績等から算定した「本来給付すべき所要額（不足額給付所要額）」と、令和 5 年分所得等を基にした推計額を用いて算定した「当初調整給付所要額」を比較し、差額（給付不足）が生じた場合。
- ② 税制度上、扶養親族の対象外（青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額 4 8 万円超）であり、本人としても定額減税の対象とならず、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯主（または世帯員）とならなかった場合。

※ 不足額給付は、世帯主への給付ではなく、納税義務者等本人への給付です。

[目次へ戻る](#)

QⅠ－Ⅲ 私は不足額給付の対象になりますか

不足額給付①または②の対象となる方には、令和 7 年の夏以降に案内文書を送付予定です。

なお、発送前にお電話等で対象可否についてのお問い合わせをいただいても、個別のお答えはできませんので、あらかじめご了承ください。

[目次へ戻る](#)

QⅠ－Ⅳ 不足額給付の開始はいつからですか

令和7年の夏以降、対象者へ案内文書の発送を行い、順次支給を予定しています。具体的な支給時期等は、決まり次第ホームページ等でお知らせします。

[目次へ戻る](#)

Q1-5 不足額給付では、対象者本人から申請しないともらえない場合があると聞きました

多くの自治体では、令和6年中に転入した方、または不足額給付②に該当する方については、本人からの申請が必要です。ですが、糸魚川市においては、必要な情報を事前に調査・精査し、令和6年中に転入した方や不足額給付②に該当する方も含め、原則糸魚川市からご案内をお送りする予定です。

※ ただし、令和6年中に転入した方のうち、当初調整給付算定自治体が把握できなかったり、当該自治体から情報が得られなかった等の例外的な場合は、糸魚川市からご案内をお送りすることができません。その場合、不足額給付の対象になると見込まれる方は、ご自身からの申請が必要です。詳細は決まり次第ホームページ等でお知らせします。

[目次へ戻る](#)

Q1-6 令和6年分の源泉徴収票に、「控除外額」が記載されていました。この金額が支給されるのですか

控除外額は、その源泉徴収票における年末調整の結果による所得税の定額減税可能額のうち、令和6年分の所得税から控除しきれなかった額となります。前年の当初調整給付時に先行して受給をしている場合や、他の所得がある場合等もあるため、控除外額として記載の額が不足額給付としてそのまま支給されるわけではありません。

支給される金額については、夏以降に発送予定の案内文書に記載しますので、そちらをご確認ください。

[目次へ戻る](#)

Q1-7 令和6年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（4万円×（本人＋扶養親族数））にならないのはなぜですか

令和6年分の源泉徴収票には、所得税分の定額減税についてのみ記載されているためです。

令和6年度個人住民税の定額減税額については、含まれておりません。

住民税の定額減税については、令和6年の5月～6月に送付した「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書」等をご確認ください。

【参考：定額減税可能額の考え方】

所得税分の定額減税可能額：3万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）

個人住民税分の定額減税可能額：1万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）

※ 国外居住者は人数から除きます。

※ 個人住民税においては、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者は人数に含まれません。

[目次へ戻る](#)

Q1-8 令和6年分所得税控除不足額はどのように計算しているのですか

国税である所得税は、本来市区町村で取り扱う税目ではないことから、市では税額等を把握できません。そこで、市区町村で把握している令和7年度（6年分）個人住民税の課税情報を用いて、所得税控除不足額（減税しきれない額）を算出する予定です。

① 国が提供する「算定ツール」を使い、令和7年度（6年分）個人住民税の課税情報から算出

※ 国が提供する「算定ツール」を用いた住民税情報からの算定であるため、実際の所得税額及び控除不足額と一致しない場合があります。ただし、支給額の算定は1万円単位に切り上げを行いますので、支給額への影響はほとんどありません。

[目次へ戻る](#)

Q1-9 控除不足額（減税しきれない額）はどうやって確認できますか

【所得税分控除不足額】

まず前提として、所得税関連項目は本来市区町村で扱う税目ではないことから、正確に把握することは困難です。それを踏まえたうえで、該当する下記の項目をご確認ください。

※実際の控除不足額と、市が把握する控除不足額との間に若干の誤差は生じ得ますが、給付額の算定においては1万円単位へ切り上げを行いますので、支給額への影響はほとんどありません。

① 確定申告をした方（基準日時点で市に到達していること）

「④令和6年分特別税額控除」-「③再差引所得税額」により、控除不足額を求めることができます。

※ただし、申告内容に誤りがあったり、申告漏れ等がある場合は、不足額給付算定における控除不足額とは一致しない場合があります。

② 年末調整済み給与収入が1か所のみの方

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

給与支払者 △△市〇〇町1-2-3	個人番号 112233445566
氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	住所 〒112-0000 東京都千代田区千代田1-1-1
給与 7 770 000	源泉徴収額の合計額 5 893 000
控除 380 000	源泉徴収額の合計額 1 1
社会保険料等の合計 1221 300	住民税 120 000
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円	

摘要欄に記載の「控除外額」が控除不足額となります。

年末調整をしているにも関わらず、記載がない場合や、「控除外額」+「源泉徴収時所得税減税控除済額」が3万円の倍数にならない場合は、計算が誤っている可能性があります。給与支払者様へご相談ください。

③ 上記以外の方

- ・複数の支払者から給与の支払いを受けている方で、確定申告義務がない方
- ・公的年金所得やその他の所得ある方で、確定申告義務がない方 など

お手持ちの資料では、所得税分の控除不足額を確認することはできません。不足額給付の対象となる方には、ご案内文書の中に記載いたしますので、そちらでご確認ください。

[目次へ戻る](#)

Q1-10 令和6年分の源泉徴収票を受け取り、所得税の定額減税を確認することができ たが、住民税の定額減税はどこで確認できますか

令和6年度個人住民税における定額減税額については、以下の通知書にて確認することができます。

① 住民税が給与からの天引き（給与特別徴収）のみの方（令和6年5月下旬頃 お勤め先から配布）

「令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」

② ご自身での納付（口座振替含む）または公的年金からの天引き（特別徴収）の方（令和6年6月中旬頃 個人あて送付）

「令和6年度 系魚川市集合納税通知書」市民税県民税・森林環境税 欄

※ 当初決定後に変更があった場合は、その後に届いた変更通知書をご確認ください。

[目次へ戻る](#)

2. 不足額給付を支給する自治体について

Q2-1 不足額給付はどこから支給されますか

不足額給付は、令和7年度個人住民税の課税自治体から支給されます。原則として、令和7年1月1日時点で糸魚川市にお住まいだった方は、糸魚川市からの支給となります。

[目次へ戻る](#)

Q2-2 「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」が異なる場合、不足額給付はどちらから支給されますか

不足額給付は、令和7年度個人住民税を課税している自治体を実施しますので、課税している自治体からの支給となります。

[目次へ戻る](#)

Q2-3 令和7年3月に糸魚川市に転入したが、不足額給付は糸魚川市からもらえますか

糸魚川市から不足額給付の支給はありません。令和7年1月1日時点でお住まいだった自治体（令和7年度個人住民税を課税している自治体）が不足額給付の算定を行います。

[目次へ戻る](#)

Q2-4 令和7年1月1日時点では糸魚川市に住民登録があったが、その後に転出した場合、不足額給付は糸魚川市からもらえますか

糸魚川市が不足額給付の算定自治体となります。

対象要件を満たしていれば、糸魚川市からご案内の文書をお送りします。時期や手続き等につきましては、詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

[目次へ戻る](#)

3. 不足額給付の対象者について

Q3-1 退職により、令和6年中の収入が、令和5年中の収入と比べて、大きく減りました。令和6年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付はもらえますか

令和6年中の所得税が確定し、定額減税しきれない場合には、不足額給付の対象となります。

[目次へ戻る](#)

Q3-2 事業専従者ですが、令和6年分の所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が0円(いずれも定額減税前)のため、定額減税の対象とはなりません。私は、不足額給付を受けることはできますか

【不足額給付②】の対象になります。ただし、低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯等への給付）の対象となっていた場合は不足額給付②の対象とはなりません。

[目次へ戻る](#)

Q3-3 令和5年度は非課税であり、非課税世帯への給付を受給しましたが、令和6年度は課税となり当初調整給付を受給していました。不足額給付も受けることはできますか

不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

[目次へ戻る](#)

Q3-4 令和6年度は非課税であり、非課税世帯への給付を受給しましたが、令和6年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか

不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

[目次へ戻る](#)

Q3-5 令和7年度住民税が非課税でも不足額給付はもらえますか

令和7年度の個人住民税が非課税または均等割のみ課税されている人であっても、次の例に該当する場合は不足額給付の対象となります。

- 1 令和6年分の所得税が発生していて、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。
- 2 令和6年度個人住民税の定額減税の対象であり、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合。

(注) 住民税は翌年度課税、所得税は現年課税のため、課税の年がずれます。

(注) 例に示した以外に、事業専従者や合計所得金額48万円超の方のうち、条件を満たす方は不足額給付の対象となります。

[目次へ戻る](#)

Q3-6 令和6年中に国外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税しきれなかった場合、不足額給付の対象となりますか

令和7年1月1日時点で系魚川市にお住まいの方であれば、不足額給付の対象となります。ただしこの場合、個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として給付額を算定します。

[目次へ戻る](#)

Q3-7 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、給付額に不足があります。令和6年中に出国しましたが、不足額給付はどうなりますか

給付不足があったとしても、令和7年1月1日時点で国内に居住していない場合は不足額給付の対象とはなりません。

[目次へ戻る](#)

Q3-8 令和6年に実施された当初調整給付金を受給していなくても、不足額給付を受けることはできますか

不足額給付の対象要件を満たしていれば、給付対象外で当初調整給付を受給していなかったとしても、不足額給付を受給することができます。

ただし、当初調整給付の受給対象であったが、申請忘れや不備等により受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付金分を上乗せして受給することはできません。

[目次へ戻る](#)

Q3-9 不足額給付についての書類（確認書等）の宛名になっている親族が死亡した場合、どうなりますか

【支給のお知らせ】が届いた方

- ・ お知らせに記載の申出期限までに受給口座の変更手続きを行った後に亡くなられた場合は、相続人の方が受給できる場合があります。
- ・ 申出期限までに上記の手続きなく亡くなられた場合は受給権がありません。
- ・ 申出期限の翌日以降に亡くなられた場合は、お知らせに記載されている振込予定日に所定の口座に振り込まれる予定です。

【支給要件確認書】が届いた方

- ・ 確認書の提出前に亡くなられた場合は、受給権がありません。

※ 確認書の印刷・発送時期の関係で、行き違いで届いてしまうことがあります。ご了承ください。

- ・ 確認書の提出後に亡くなられた場合は、相続人の方が受給できる場合があります。

ただし、申請時に記入した振込口座が凍結されるなど、振り込みできない状態になっている時は「糸魚川市役所 市民課市民税（025-552-1511）」にご連絡ください。

[目次へ戻る](#)

Q3-10 自身が不足額給付の対象になるのかを知りたい。課税状況はどこで確認できますか

【個人住民税】

個人住民税の徴収方法が給与特徴（給与からの天引き）の場合は、令和6年5月下旬に勤務先から個人住民税の税額決定通知書が渡されています。それ以外の場合は、令和6年6月中旬に個人住民税の納税通知書が送付されています。（非課税の方を除く）

通知書には、個人住民税の課税状況、定額減税額及び定額減税控除不足額（減税しきれなかった金額）がある場合はその金額が記載されています。

【所得税】

所得税分については、令和6年分の確定申告書の控えや、源泉徴収票をご覧ください。

([Q1-9](#)、[Q1-10](#)も併せてご確認ください。)

[目次へ戻る](#)

Q3-11 外国人は、不足額給付の対象となりますか

外国人か日本人かに関わらず、不足額給付①または②の要件に該当する方は対象となります。(詳細はホームページをご確認ください。)

※ 租税条約による免除の適用を受けている場合は、課税所得とならず、定額減税の対象とならないため、不足額給付の対象となりません。

[目次へ戻る](#)

Q3-12 生活保護受給者は、不足額給付の対象となりますか

生活保護を受給しているかどうかに関わらず、不足額給付①または②の要件に該当する方は対象となります。(詳細はホームページをご確認ください。)

※ 令和6年1月1日時点で生活保護(生活扶助)を受給している場合、令和6年度個人住民税は非課税です。(令和6年分所得税は、令和6年中の収入によります。)

[目次へ戻る](#)

Q3-13 条例減免により令和6年度個人住民税が免除された場合、個人住民税分は不足額給付の対象となりますか

定額減税前(条例による減免前)の個人住民税所得割額を基準として、定額減税しきれない場合で、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合は不足額給付の対象となります。

[目次へ戻る](#)

Q3-14 大学生や専門学校生で一人暮らしの場合、不足額給付の対象となりますか

学生であるかどうかや、一人暮らしであるかどうかに関わらず、不足額給付①または②の要件に該当する方は対象となります。(詳細はホームページをご確認ください。)

[目次へ戻る](#)

4. 扶養親族について

Q4-1 扶養していた親族が令和6年中に死亡しました。給付額は変わりますか

死亡した日の時点で扶養しており、令和6年分の申告において扶養親族として申告しているのであれば、給付額に影響はありません。

[目次へ戻る](#)

Q 4－2 令和 7 年中に子どもが生まれ扶養親族が増えました。不足額給付はもらえますか
不足額給付の対象にはなりません。

※ 令和 6 年分の所得税の計算における扶養の状況は、令和 6 年 12 月 31 日の状況を参照するため、令和 7 年中に扶養親族が増えたとしても、不足額給付には影響しません。

[目次へ戻る](#)

Q 4－3 扶養していた親族が令和 6 年中の国外転出により定額減税の対象外となりました。給付額は変わりますか

定額減税可能額が変わるため、不足額給付の算定には影響します。ただし、当初調整給付等で既に支給された分についての返還は求めません。

[目次へ戻る](#)

Q 4－4 大学生の子どもが県外で一人暮らしをしているが、扶養親族に含まれますか

扶養親族は必ずしも同一世帯である必要はなく、同一生計の親族であれば該当します。年末調整や確定申告の際に扶養親族として申告していれば、不足額給付の計算にも含まれます。（国外居住者を除く。）

[目次へ戻る](#)

5. 税情報の修正申告等に伴う不足額給付の取り扱いについて

Q 5－1 令和 6 年度個人住民税または令和 6 年分所得税の申告内容に誤りがあった場合、どのようになりますか

基準日時点で糸魚川市の税システムに登録されている税情報を用いて不足額給付の算定を行います。申告が誤っていたこと等によるその後の税情報の変更に伴う不足額給付額の変更は行いませんので、届いた書類に記載の金額で受給してください。

[目次へ戻る](#)

Q 5－2 修正申告等の結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が減った（多く支給を受けた）場合、どのようになりますか

修正申告等により、定額減税しきれない額が減った（多く支給を受けた）場合であっても、返還の必要はありません。

※ 不足額給付は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で受給してください。

[目次へ戻る](#)

Q 5－3 修正申告等の結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が増えた（新たに発生した）場合、どのようになりますか

修正申告等により、基準日以降に定額減税しきれない額が増えた（新たに発生した）としても、不足額給付額の再算定はできません。

※ 不足額給付は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で受給してください。

[目次へ戻る](#)

6. 不足額給付についての書類（確認書等）と申請について

Q6-1 どのような書類が届くのですか

対象者には、下記の書類のいずれかが届きます。

【支給のお知らせ（いわゆるプッシュ通知）】

対象：①当初調整給付の支給実績がある方

②公金受取口座の登録がある方

【支給要件確認書】

対象：支給対象者のうち、上記「支給のお知らせ」の対象外の人

[目次へ戻る](#)

Q6-2 どのような手続きが必要ですか

【支給のお知らせ】が届いた方

原則手続きは必要ありません。お知らせに記載の振込口座、予定日に振り込まれます。ただし下記のような場合は手続きが必要です。

- ・記載の口座を解約した
- ・記載の口座に変更があった（名義など）
- ・振込口座を変更したい
- ・受給を辞退したい
- ・対象要件に該当しない

【支給要件確認書】が届いた方

手続きが必要です。同封している記入例をよく読み、必要事項を記入し、必要書類と併せて手続きをしてください。返信用封筒を同封していますので、確認書と必要書類を入れ、郵便にて返送してください。

オンラインでも手続きができます。確認書に記載の二次元コードを読み込み、スマートフォンなどから手続きができます。

[目次へ戻る](#)

Q6-3 不足額給付についての書類（確認書等）が届かないのはなぜですか

不足額給付の対象者に対して、夏頃から順次ご案内をお届けする予定です。令和7年中に複数回転居（市外）している場合などは、市で送付先を把握できないため、お届けできない場合があります。市からの発送後、しばらく待っても届かない場合は、「糸魚川市役所 市民課市民税係（025-552-1511）」にご連絡ください。 ※令和7年1月2日以降に出国した場合もお送りできません。

また、令和6年中に糸魚川市へ転入した方のうち、当初調整給付算定自治体が把握できなかったり、当該自治体から情報が得られなかった等の例外的な場合は、糸魚川市からご案内をお送りすることができません。その場合、不足額給付の対象になると見込まれる方は、ご自身からの申請が必要です。詳細は決まり次第ホームページ等でお知らせします。

[目次へ戻る](#)

Q6-4 長期出張等により、現在住民登録地に居住していない場合、不足額給付の手続きはどうしたらいいですか（書類を受け取れない）

不足額給付に関する書類の送付先を住民登録地以外（国内に限る）に変更する場合、「送付先変更届」の提出が必要です。まずは、「糸魚川市役所 市民課市民税係（025-552-1511）」にご連絡ください。

[目次へ戻る](#)

Q6-5 確認書や支給のお知らせに記載の「整理番号」は、何に使うのですか

お問い合わせの際や、オンラインでの手続きの際に使用します。

[目次へ戻る](#)

Q6-6 どんな手続きがオンラインで行えるのですか

【支給要件確認書】が届いた方

支給要件確認書の書面提出に代わり、オンラインで手続きができます。

※その場合、書面の提出は不要です。

[目次へ戻る](#)

Q6-7 オンライン手続きはパソコンからも行えますか

オンライン申請は、Android または iOS を搭載したスマートフォンやタブレット、そのほか、パソコンからでも行えます。

[目次へ戻る](#)

Q6-8 不足額給付の手続きをオンラインで行う場合、何が必要ですか

【支給要件確認書】いずれの手続きも下記のものがが必要です。

- ① 確認書に記載の「整理番号」及び「対象者の生年月日」
- ② 振込先口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人カナ 等が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ③（代理人が申請または受給する場合）対象者本人と代理人の本人確認書類

[目次へ戻る](#)

Q6-9 不足額給付の手続きを郵送で行う場合、何が必要ですか

以下のうち、本人が確認、受給する場合は①・②、代理人による場合は①・②・③（または④）が必要です。

- ① 必要事項を記載した確認書
- ② 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
- ③ 代理人が確認または受給する場合、本人と代理人双方の本人確認書類の写し（コピー）
- ④ 法定代理人が代理人として受給する場合、本人との関係が分かる書類の写し（コピー）

※法定代理人が代理人として受給する場合は、③は不要です。

[目次へ戻る](#)

Q6-10 給付金の受取口座を、本人以外の口座にすることは可能ですか

給付金の受取口座は原則、対象者本人名義の口座に限りませんが、対象者以外の者が代理で支給を受ける場合、本人と代理人双方の本人確認書類の写し、及び、口座確認書類（通帳、キャッシュカード）の写しが必要です。（原則代理受給ができるのは、親族に限ります。）

なお、法定代理人の場合は登記事項証明書の写し及び口座確認書類の提出のみで、委任状や本人確認書類の写しは不要です。

[目次へ戻る](#)

Q6-11 支給対象者本人の身体が不自由で、自分で手続きができない場合は、どのようなしたらよいですか

本人による手続きが困難な場合は、代理人による手続き・受給も可能です。「令和7年6月2日時点で受給権者の属する世帯の世帯員」や「法定代理人」、「親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方（※）」による代理確認(申請)が認められ、その場合、本人と代理人双方の本人確認書類を提出していただきます。ただし、世帯員による代理確認（申請）は、単なる本人に代わる代筆確認（申請）とも捉えることができるため、この場合、代理人の本人確認書類は提示のみで構わないこととします。

※ 別世帯の親等、対象者本人の身の回りの世話をしている方

[目次へ戻る](#)

Q6-12 不足額給付の手続き後、自身の審査状況等は確認できますか

審査状況等の進捗確認はできません。あらかじめご了承ください。

なお、不備がない確認書を市が受理した日から、約4週間を目途に所定の口座に振り込みますのでお待ちください。（「支給のお知らせ」対象者は記載の予定日に振込予定）

提出書類に不備があった場合は、こちらからご連絡します。

[目次へ戻る](#)

Q6-13 不足額給付の手続きを行ったが、今後系魚川市から通知や連絡はありますか

提出書類に不備があった場合は、こちらからご連絡します。

[目次へ戻る](#)

7. その他

Q7-1 不足額給付金は、課税または差押をされることがありますか

不足額給付金は課税対象とはなりません。また、差押は禁止されています。

[目次へ戻る](#)

Q7-2 給与収入と公的年金収入があり、それぞれで定額減税を受けていますが、確定申告をする必要はありますか

不足額給付の算定においては影響がないため、給与収入と公的年金収入で重複して定額減税の適用を受けていることだけをもって、所得税の確定申告を行う必要はありません。

ただし、従来どおり、「給与の収入金額が2,000万円を超える方」や「1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える方」など、一定の要件を満たす場合は所得税の確定申告をする必要があります。

詳細は、「[国税庁ホームページ 令和6年分確定申告特集『申告の流れ、申告が必要な方など』](#)」をご確認ください。

[目次へ戻る](#)

Q7-3 確定申告書を作成するときに確定申告書第一表の「④令和6年分特別税額控除（3万円×人数）」の欄の記載を忘れてしまいました。どうすればいいですか

令和7年3月17日までにを行った確定申告の内容が誤っていた場合に必要な手続きについては、「[国税庁ホームページ【申告書が間違っていた場合】](#)」をご確認下さい。

なお、確定申告書の提出がある人については、当該項目の数値が不足額給付の算定に影響しますが、令和7年度住民税課税情報から計算した当該項目と大きく矛盾する場合は、申告書の当該項目の数値は使用せず、令和7年度住民税課税情報から計算した所得税額や控除不足額を使用する予定です。

[目次へ戻る](#)

Q7-4 定額減税では、いくら減税されるのですか

【対象者】

所得税……………令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方

個人住民税………令和6年度（令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割が課税される方

【減税額】

所得税……………3万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）

個人住民税…… 1 万円×（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）

- ※ 個人住民税においては、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（本人の合計所得金額 1,000 万円超かつ配偶者の合計所得金額 48 万円以下の場合）分は、令和 7 年度の個人住民税で減税（1 万円）されます。

[目次へ戻る](#)

Q 7 - 5 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことですか

税法上の「扶養親族」となっている方です（16 歳未満の扶養親族も含みます）。

- ※ 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。
- ※ 国外居住者を除きます。また、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は該当しません。
- ※ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方および白色申告者の事業専従者の方は該当しません。

[目次へ戻る](#)

Q 7 - 6 個人住民税の定額減税について尋ねたい

[糸魚川市ホームページ（令和 6 年度「定額減税及び調整給付」について）](#)をご覧ください

[目次へ戻る](#)

Q 7 - 7 所得税の定額減税について尋ねたい

[国税庁ホームページ（定額減税特設サイト）](#)をご覧ください。

[目次へ戻る](#)